1.09422

0.25 × A、0.25 × B、0.25 × C、0.125 × D、0.125 × E 及び（0.25 × A ＋ 0.25 × B ＋ 0.25 × C ＋ 0.125 × D ＋ 0.125 × E）× α に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

A　次の算式Ⅰによつて算定した数（当該数に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 3 を超える場合には 3 とする。）

算式Ⅰ

A ＝ a ／ 0.05071

算式Ⅰの符号

a　経済センサス基礎調査規則によつて令和元年 6 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの期間に調査して公表された当該市町村における民営事業所数を当該市町村の人口で除して得た数（小数点以下 5 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

B　次の算式Ⅱによつて算定した数（当該数に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 3 を超える場合には 3 とする。）

算式Ⅱ

B ＝ 6,923,128 ／ b

算式Ⅱの符号

b　一人当たり各産業の売上高（農林業センサス規則によつて公表された令和２年２月１日現在における農産物販売規模別経営体数（個人経営体）を用いて算出した農業産出額（農産物販売規模別経営体数（個人経営体）のうち 50 万円未満の数に 25 万円を乗じた額、農産物販売規模別経営体数（個人経営体）のうち 50 万円以上 100 万円未満の数に 75 万円を乗じた額、農産物販売規模別経営体数（個人経営体）のうち 100 万円以上 300 万円未満の数に 200 万円を乗じた額、農産物販売規模別経営体数（個人経営体）のうち 300 万円以上 500 万円未満の数に 400 万円を乗じた額、農産物販売規模別経営体数（個人経営体）のうち 500 万円以上 1,000 万円未満の数に 750 万円を乗じた額、農産物販売規模別経営体数（個人経営体）のうち 1,000 万円以上 3,000 万円未満の数に 2,000 万円を乗じた額、農産物販売規模別経営体数（個人経営体）のうち 3,000 万円以上 5,000 万円未満の数に 4,000 万円を乗じた額、農産物販売規模別経営体数（個人経営体）のうち 5,000 万円以上 1 億円未満の数に 7,500 万円を乗じた額、農産物販売規模別経営体数（個人経営体）のうち 1 億円以上 2 億円未満の数に 15,000 万円を乗じた額、農産物販売規模